

控 訴 状

2011 (平成23) 年4月6日

東京高等裁判所 御中

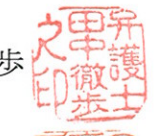
控訴人ら訴訟代理人弁護士 大 木 一 俊



同 同 米 田 軍 平



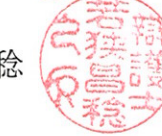
同 同 田 中 徹 歩



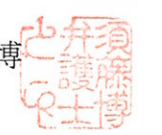
同 同 高 橋 信 正



同 同 若 狭 昌 稔



同 同 須 藤 博



同 同 浅 木 一 希



同 同 川 上 淳



外35名 (別紙訴訟代理人目録記載のとおり)

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

訴訟物の価額 金480万円



貼用印紙額 金 4 万 3 5 0 0 円

上記当事者間の宇都宮地方裁判所平成 1 6 年（行ウ）第 1 4 号公金支出差止等請求住民訴訟事件につき、同裁判所が 2 0 1 1（平成 2 3）年 3 月 2 4 日言い渡した判決は全部不服であるから、次のとおり控訴を提起する。

第 1 原判決の表示

- 1 被告が独立行政法人水資源機構に対して思川開発事業からの撤退を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えを却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいづれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、次の各負担金を支出してはならない。
 - (1) 思川開発事業について
 - ア 独立行政法人水資源機構法 2 5 条 1 項に基づく建設負担金
 - イ 独立行政法人水資源機構法 2 1 条 3 項に基づく建設負担金
 - ウ 水源地域対策特別措置法 1 2 条 1 項 1 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
 - (2) 湯西川ダム建設事業について
 - ア 河川法 6 0 条に基づく負担金
 - イ 水源地域対策特別措置法 1 2 条 1 項 1 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) ハツ場ダム建設事業について
 - 河川法 6 3 条に基づく負担金
- 3 被控訴人が、独立行政法人水資源機構に対し、思川開発事業からの撤退を怠る事実が違法であることを確認する。
- 4 被控訴人は、栃木県を代表して、福田富一に対し、8 1 億 8 7 5 6 万 3

374円及びこれに対する2010（平成22）年7月2日から支払済み
まで年5分の割合による金員を請求せよ。

5 控訴費用は被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書をもって陳述する。